

平成22年（1月～12月）課徴金納付命令一覧

番号	事件名	違反行為の概要	納付命令対象者数	課徴金額 (万円)	納付命令日
1	タキイ種苗(株)ほか7名に対する件 平成14年（判）第61号	はくさい、キャベツ、だいこん又はかぶの元詰種子について、それぞれ、共同して、各社が販売価格を定める際の基準価格を決定し、各社は当該価格の前年度からの変動に沿って、品種ごとに販売価格を定め、取引先販売業者等に販売する旨を合意していた。	8	13,601	H22.1.12
2	東京電力(株)及び電源開発(株)が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件 平成22年（措）第1号	東京電力等発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3	28,333	H22.1.27
3	東北電力(株)が発注する電力用電線の見積り合わせの参加業者に対する件 平成22年（措）第2号	東北電力発注の特定電力用電線について、共同して、スポット発注の方式により発注されるものにあつては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、大規模割当て発注及び年度の割当て発注の各方式により発注されるものにあつては、発注単価等を決定するための指名競争見積に当たって、交渉価格及び値引き限度額並びに交渉予定者を決定し、交渉予定者が交渉価格を基に価格交渉できるようにしていた。	3	3,589	H22.1.27
4	中部電力(株)が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件 平成22年（措）第3号	中部電力発注の特定電力用電線について、共同して、スポット発注の方式により発注されるものにあつては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、大規模割当て発注の方式により発注されるものにあつては、発注単価等を決定するための指名競争見積に当たって、3社それぞれの受注すべき金額の順位及び交渉価格を決定し、交渉価格を基に価格交渉できるようにしていた。	3	7,939	H22.1.27
5	北陸電力(株)が発注する電力用電線の見積り合わせの参加業者に対する件 平成22年（措）第4号	北陸電力発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3	4,691	H22.1.27
6	中国電力(株)が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件 平成22年（措）第5号	中国電力発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3	4,096	H22.1.27
7	九州電力(株)が発注する電力用電線の見積り合わせの参加業者に対する件 平成22年（措）第6号	九州電力発注の特定電力用電線について、共同して、スポット発注の方式により発注されるものにあつては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、大規模割当て発注及び計画割当て発注の各方式により発注されるものにあつては、発注単価等を決定するための指名競争見積りに当たって、最低見積価格及びすべて受注する者又はそれぞれの受注すべき金額の順位を決定していた。	3	12,113	H22.1.27
8	沖縄電力(株)が発注する電力用電線等の見積り合わせの参加業者に対する件 平成22年（措）第7号	沖縄電力発注の特定電力用電線等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3	2,540	H22.1.27
9	出光興産(株)に対する件 平成13年（判）第15号	ポリプロピレンについて、共同して、販売価格の引上げを決定していた。	1	14,215	H22.2.24
10	(株)千葉匠建設に対する件	岩手県が条件付一般競争入札等の方法により、Aの等級に格付けしている者のうち、同県内に本店を置く者のみを入札参加者として発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1	768	H22.3.23

番号	事件名	違反行為の概要	納付命令対象者数	課徴金額(万円)	納付命令日
11	テレビ用ブラウン管の製造販売業者らに対する件 平成21年(措)第23号	我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が現地製造子会社等に購入させるテレビ用ブラウン管について、おおむね四半期ごとに次の四半期におけるその現地製造子会社等向け販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨を合意していた。	2	230,630	H22.3.27
12	防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者に対する件 平成22年(措)第8号	防衛省航空自衛隊発注の特定什器類について、共同して、発注者の意向を受けて納入予定メーカーを決定し、自ら受注し又は自社製品を取り扱う販売業者に受注させることによって、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。	5	37,516	H22.3.30
13	川崎市が発注する下水管きょ工事の入札参加業者に対する件 平成22年(措)第9号	川崎市発注の特定下水管きょ工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	20	13,072	H22.4.9
14	青森市が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件 平成22年(措)第10号	青森市発注の特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	28	29,789	H22.4.22
15	光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件 平成22年(措)第11号	NTT東日本等発注の特定光ファイバケーブル製品について、見積り合わせごとに、覚悟値及び見積り順位を決定し、決定した覚悟値及び見積り順位に応じた、見積り合わせの参加者それぞれが提示すべき見積価格を決定するようにしていた。	4	1,491,617	H22.5.21
16	光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件 平成22年(措)第12号	NTT東日本等発注のFASコネクタについて、覚悟値及び見積り順位を決定し、決定した覚悟値及び見積り順位に応じた、見積り合わせの参加者それぞれが提示すべき見積価格を決定するようにしていた。	4	55,741	H22.5.21
17	光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件 平成22年(措)第13号	全国情報通信資材発注の熱収縮スリーブについて、覚悟値及び見積り順位を決定し、決定した覚悟値及び見積り順位に応じた、見積り合わせの参加者それぞれが提示すべき見積価格を決定するようにしていた。	3	7,143	H22.5.21
18	光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件 平成22年(措)第14号	NTTドコモ発注の特定光ファイバケーブル製品について、見積価格及び見積り順位を決定するようにしていた。	3	55,442	H22.5.21
19	新明和工業㈱に対する件 平成16年(判)第4号	東京都発注の特定ポンプ設備工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1	504	H22.5.26
20	シャッターの製造業者に対する件 平成22年(措)第15号	特定シャッターの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。	3	482,331	H22.6.9
21	シャッターの製造業者らに対する件 平成22年(措)第16号	近畿地区における特定シャッター等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにしていた。	4	69,833	H22.6.9
22	常磐興産㈱に対する件	国土交通省が関東地方整備局において一般競争入札等の方法によりプレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1	2,242	H22.9.21
23	常磐興産㈱に対する件	福島県が条件付き一般競争入札等の方法によりプレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1	7,765	H22.9.21

番号	事件名	違反行為の概要	納付命令 対象者数	課徴金額 (万円)	納付命令日
24	㈱東芝ほか1名に対する件 平成10年（判）第28号	郵政省が一般競争入札の方法により発注する郵便番号自動読取区分機類について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	2	421,159	H22.10.25
25	鹿児島県が発注する海上工事の入札等の参加業者に対する件 平成22年（措）第18号	鹿児島県発注の特定海上工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	27	144,054	H22.11.9
26	三菱重工業㈱ほか4名に対する件 平成11年（判）第4号	地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注することができるようになっていた。	5	2,699,789	H22.11.12
27	建設・電販向け電線の製造業者及び販売業者に対する件 平成22年（措）第19号	特定建設・電販向け電線の販売価格を決定していく旨を合意していた。	4	1,083,817	H22.11.18
28	岩手県が発注する建築一式工事の入札参加業者に対する件 平成17年（判）第14号	岩手県発注の特定建築工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	30	36,252	H22.12.20
(合計)			178	6,960,581	

(注1) 旧法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、旧法に基づき審判手続に移行した課徴金納付命令を除く。

(注2) 上記1, 9, 10, 19, 22, 23, 24及び26は、課徴金の納付を命ずる審決である。